

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(令和13年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(令和13年3月31日まで) |

各都道府県警察の長 殿

(参考送付先)

府内各局部課長

各附属機関の長

各地方機関の長

警察庁丁犯被発第215号、丁生企発第699号

丁刑企発第135号、丁組一発第614号

丁交企発第286号、丁備企発第334号

丁外事発第222号

令和7年11月14日

警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長

警察庁生活安全局生活安全企画課長

警察庁刑事局刑事企画課長

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

警察庁交通局交通企画課長

警察庁警備局警備企画課長

警察庁警備局外事情報部外事課長

犯罪被害者等支援弁護士制度に関する対応について（通達）

総合法律支援法の一部を改正する法律（令和6年法律第19号）が令和8年1月13日から施行され、同日以降、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）において、犯罪被害者等支援弁護士制度（以下「当該制度」という。）の運用が開始されることに伴い、この度、別添のとおり、法テラスから法務省を通じて当該制度の周知及び広報に関する協力依頼がなされたところ、当該制度の概要及び当該制度に関する対応要領等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 当該制度の概要

(1) 趣旨及び概要

心身の重大な被害によって自ら刑事手続への適切な関与又は損害の回復等を図るための対応をすることが困難であって、弁護士に依頼する経済的余裕がない犯罪被害者等を早期の段階から包括的かつ継続的に援助するため、法テラスの業務に、当該被害に係る刑事手続への適切な関与等を図るために必要な法律相談を実施すること及び契約弁護士等にこれらに必要な法律事務等を取り扱わせることが追加される。

弁護士による具体的な支援内容としては、捜査機関や裁判所等への対

応、加害者への損害賠償請求等、行政手続の申請、報道機関への対応等の刑事・民事・行政その他の様々な手続に関するものが含まれることとされている。

(2) 対象

当該制度は令和8年1月13日以後に行われた犯罪行為による被害に適用される。

また、当該制度の援助対象は、次のア又はイに掲げる被害者等（犯罪により害を被った者又はその者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。）であり、かつ、法テラスが定める資力要件等を満たす者とされている。

ア 次に掲げる罪又はその未遂罪の被害者等

(ア) 故意の犯罪行為により人を死亡させた罪

(イ) 刑法第176条、第177条若しくは第179条の罪又はその犯罪行為にこれらの罪の犯罪行為を含む罪（(ア)に掲げる罪を除く。）

イ 故意の犯罪行為により人を負傷させた罪（アに掲げる罪を除く。）の犯罪行為により被害者が次に掲げる程度の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

(ア) 治療に要する期間が3月以上である負傷又は疾病

(イ) 一定の後遺障害（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号）別表に定める障害等級に該当するもの）が存する負傷又は疾病

2 当該制度に関する対応要領等

(1) 当該制度に関する周知及び広報

ア 犯罪被害者等に対する幅広な教示

犯罪被害者等が必要とする支援は多岐にわたるところ、弁護士による様々な支援が受けられる当該制度は、その利用により犯罪被害者等の困りごとの解消に資することが期待されるものであることを踏まえ、法テラスにおける当該制度の運用について、運用開始後の令和8年1月13日以降、捜査員等から犯罪被害者等に対して幅広に教示すること。

特に、犯罪被害者等に「被害者の手引」を配付する際は、当該制度に関する法テラス作成リーフレットを併せて配付するなどして、当該制度の周知を図ること。ただし、今後、「被害者の手引」等を改定する際に当該制度についての記載を加える場合には、当該リーフレットの配付に代え、改定後の「被害者の手引」等を活用して当該制度を周知すること

として差し支えない。

なお、当該制度の周知に際しては、犯罪被害者等に対し、当該制度による援助対象となるか否かの判断は法テラスが行うものであることも付言すること。

イ 部内職員に対する周知・教養

当該制度の運用開始前から、当該制度に関するポスターや前記リーフレットを活用するなどして、捜査員や相談員等の犯罪被害者等に接する機会がある警察職員に対して当該制度に関する周知・教養を適切に実施すること。

ウ 広報の充実

当該制度の運用開始前から、法テラス等の関係機関・団体と相互に連携し、当該制度を含めた犯罪被害者等支援に関する広報の充実に努めること。

(2) 関係機関・団体と連携した取組の実施

各都道府県警察においては、これまでも、必要に応じて、弁護士会、法テラス、犯罪被害者等早期援助団体等の関係機関・団体と連携の上、犯罪被害者等を弁護士による支援に繋げる取組を実施してきたところ、当該制度の運用開始後も、引き続き、犯罪被害者等の支援ニーズに応じ、関係機関・団体と適切に連携して必要な取組を実施すること。